

市川市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 5 月 29 日

市川市長 田 中 甲

市川市規則第 34 号

市川市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 市川市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和28年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第18条の9第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

第2条 市川市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第18条の9第1号中「100分の315」を「100分の318.75」に改め、同条第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和8年6月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の市川市一般職の職員の給与に関する条例施行規則第18条の9第2号の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）

3 市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する
条例施行規則（令和2年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第36条中「100分の315」を「100分の318.75」に改める。